

○総務省告示第三十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの  
〔一〇六 略〕  
別表

〔同上〕  
〔一〇六 同上〕  
別表

〔略〕	和歌山県	株式会社オプテージ 株式会社ジエィコムウエスト	電気通信事業者
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔同上〕	和歌山県	株式会社オプテージ	電気通信事業者
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。